

■イナホ舎 宿泊約款

【適用範囲】

第1条

- 1：弊舎が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2：弊舎が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の予約・申込】

第2条

- 1：弊舎宿泊予約申込条件は、下記の通りです。
 - (1) 古民家宿泊・キャンプ宿泊プラン共通、いずれも1日1組限定宿泊プランとなります
 - (2) 宿泊可能日は木～日曜日を基本とします。
 - (3) 宿泊予約申込開始日は、宿泊予定月の1ヶ月前の1日より開始します。
例) 令和4年4月1日(金) 宿泊の場合は、令和4年3月1日(火)より
 - (4) 古民家宿泊プランは、2名様以上8名様まででお申込ください。
 - (5) キャンプ宿泊プランは、2名様以上4名様まででお申込ください。
- 2：弊舎に宿泊契約の予約申込をしようとする者は、次の事項を弊舎に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊する代表者の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻、人数、年齢区分(大人、中学生未満、三歳未満)
 - (3) その他弊舎が必要とする事項
- 3：宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、弊舎は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込があったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

宿泊契約は、弊舎が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、弊舎が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

【宿泊契約締結の拒否】

第4条

弊舎は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊申込が、この約款によらないとき。
- (2) すでに予約がある場合など、業務上の都合によるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ：暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ：法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、弊舎利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 石川県迷惑行為等防止条例に該当するとき。

【宿泊客の契約解除権】

第5条

- 1：宿泊客は、弊舎に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2：弊舎は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表3に掲げる取消料を申し受けます。ただし、特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、弊舎が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3：弊舎は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後18時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当宿の契約解除権】

第6条

- 1：弊舎は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ：暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ：暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ：法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の弊舎利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 石川県迷惑行為等防止条例に該当するとき。
 - (8) 弊舎施設・敷地内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2：弊舎が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第7条

宿泊客は、宿泊日当日、弊舎の受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当宿が必要と認める事項

【客室の使用時間】

第 8 条

1：宿泊客が弊舎の客室を使用できる時間は、午後 4 時から翌朝 9 時までとします。

※連続して宿泊する場合には、別途ご案内させていただきます。

2：弊舎は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1)一人あたり 1 時間につき 550 円を年齢に関わらず、人数に対して加算いたします。

【利用規則の遵守】

第 9 条

宿泊客は、弊舎内においては、弊舎が定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

【料金の支払】

第 10 条

1：宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表 1～3 に掲げるところによります。

2：前項の宿泊料金等の支払いは、日本円により、宿泊客の受付の際又は弊舎が請求した時、弊舎受付において行っていただきます。

3：弊舎が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【弊舎の責任】

第 11 条

弊舎は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

【契約した客室の提供ができないときの取扱】

第 12 条

弊舎は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

【寄託物等の取扱】

第 13 条

弊舎は現金並びに貴重品についてはお預かり致しません。各自の責任においての保管をお願いしております。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第 14 条

1：宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って弊舎に到着した場合は、その到着前に当宿が了解したときに限って責

任をもって保管し、宿泊客が弊舎受付においてチェックインする際にお渡しします。

2：宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が弊舎に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、弊舎は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発券日を含め7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。

【駐車場の責任】

第15条

宿泊客が弊舎の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、弊舎は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、弊舎の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第16条

宿泊客の故意又は過失により弊舎が損害を被ったときは、当該宿泊客は弊舎に対し、その損害を賠償していただきます。

■別表

別表1：古民家宿泊プラン料金の内訳（第10条-2項）

①宿泊料金 2～4名利用：27,500円 / 5名利用：33,000円 / 6名利用：38,500円
7名利用：44,000円 / 8名利用：49,500円

※宿泊プラン料金対象年齢は、4歳～となります

※幼児（1～3歳）のお子さまについては、お一人様3,300円の施設使用料を申受けます。

②暖房料金：10月～4月において、2,000～4,000円（実費）を申受けます。

別表2：キャンプ宿泊プラン料金の内訳（第10条-2項）

①宿泊料金 2名利用：33,000円 / 3名利用：38,500円 / 4名利用：44,000円

②雨でも安心プラン料金：お一人様8,800円※上記代金より別途申受けます

別表3：取消料（キャンセルポリシー）（第5条-2項）

お客様の都合で宿泊をキャンセルされる場合は、下記のキャンセル料を申受けます。

また、取消料課金日以内での人数変更においても変更大対象となります。

宿泊14日前～8日前：ご宿泊代金の20% / 宿泊7日前～前々日：ご宿泊代金の30%

宿泊前日：ご宿泊代金の50% / 宿泊当日および無連絡不泊：ご宿泊代金の100%

別表4：レンタルギア料金の内訳

- ・テント：¥6,600
- ・タープ：¥6,600
- ・テーブル：¥3,300
- ・LEDランタン：¥1,650
- ・焚火台セット：¥4,400
- ・シュラフ（主に冬シーズン以外に使用する寝袋）：¥2,200
- ・チェア：¥1,650（スタンダード・ローの2種類）
- ・ドラム缶：¥3,300
- ・薪：¥1,100（2kg）